

いわちゃん ポスト

千葉県議会議員

岩井 やすのり



1970 年生まれ 50 歳 専大卒・早大院修了 3 期目現職(印西市・栄町選挙区)

栄町安食台 2-26-23-202 TEL.0476-36-7799 mail@iwai-y.jp

印旛沼予備排水基準を見直し

長門川改修は工事前倒しへ



県は、大雨が見込まれる際に印旛沼の水位を予め下げる予備排水について、頻発する大雨災害に対応するため、開始基準となる予測総雨量を、150ミリ超から100ミリ超へと引き下げることとなりました。

● 昨年の豪雨では予備排水せず冠水被害

印旛沼では、大雨による洪水が発生する恐れがある場合には、予備水門や機場をコントロールし排水を行うことで、水位を下げるようになっていきます。

昨年10月12日の台風19号は関東各地に大きな爪痕を残しましたが、予測総雨量が当時の予備排水基準であった150ミリを超えていたため、事前に予備排水を実施。最高水位は2.74メートルにとどまり、氾濫注意水位を超えることはありませんでした。

しかし、昨年10月25日の豪雨の際は、前日時点の72時間予想総雨量が101.3ミリと少なく予備排水を見送ったものの、実際の総雨量は234ミリ。結果的に水位は管理開始以降の最高まで上昇し、堤防からの漏水や流入河川の氾濫で、佐倉市等で深刻な浸水被害に見舞われたのです。

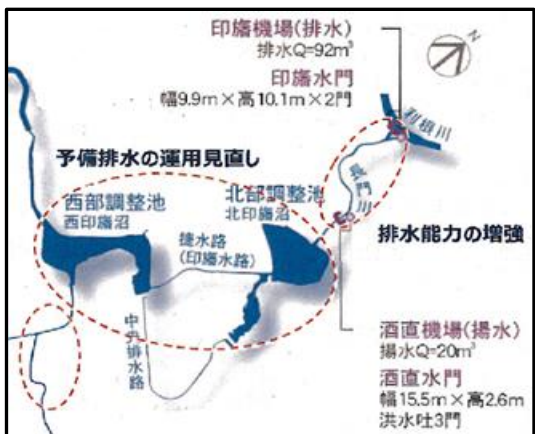
● 予備排水開始基準を100ミリへと引き下げ
その後、大雨前に予め水位を低下させておくことが、水害リスクの軽減に有効であるとされる地元市町からの声を受け、県は佐倉市、印西市、栄町等とつくる調整会議で予備排水の見直しを検討。予備排水を開始する予測総雨量基準を、これまでの150ミリ超から100ミリ超へと引き下げることとを決定し、入梅を前に6月1日より1年間を目途に試行することとなったのです。

● 築堤高さを下げ工期を圧縮 長門川

一方、印旛沼の洪水対策の一環として、前倒しで取り組むことになったのが長門川の改修事業です。

印旛沼水の排水に重要な役割を担う長門川ですが、護岸はコンクリートによる整備はおろか、木柵による補強もほとんど行われていないのが実情。

予備排水などの緊急時の排水に大きな支障となってきたまきました。



衆院選 自民県議らが鎌ヶ谷市長擁立へ～「応援できない」との声

8月、千葉13区内の自民党県議らが、衆院選に鎌ヶ谷市長の清水氏を擁立するよう、県連に嘆願書を提出。自身は、県議団による性急な動きに反意を表明する一方、自民党の各地域支部も冷静に見ているというのが実情です。

● 区切りがついた問題の蒸し返し、唐突な公認差替え話

そもそもは、2月県議会の会期中に開かれた関係県議による会合。IR 事業を巡る汚職事件に絡み、白須賀衆議院議員事務所が家宅捜索の対象になったこと等から、白須賀氏に何らかの処分を求めていくべきというものでした。その後、7/2に自民県連会長による県議への聞き取りが行われ、党本部による処分の決定を待つということとひとまず落ち着くことになりました。ところが、7月下旬からまた相次いで県議団の会合が開かれるようになり、区切りがなかったはずの白須賀氏の問題が蒸し返されたばかりか、清水・鎌ヶ谷市長を擁立するという話が唐突に上がってきたのです。

7/2の時点では、公認外し、公認差し替えの話は全く出ていなかったにもかかわらず、すでに7/22には一部県議から「清水氏を擁立する」との情報が漏れ出ています。その後開かれた7/29、8/3の会合で、「白須賀氏に問題がある」「公認候補を代えるべき」

等の意見が強まったことに、清水氏を衆院候補として擁立したいがために、白須賀氏への批判を再燃させたのではとの疑念の声も上がっています。

● ベテラン県議を敵に回す格好も若手として筋を通します

ところで、各市町には党に所属する議員や一般党員にて構成される党地域支部があります。県議と言えども一議員に過ぎず、地域住民とともに地域支部の支えがあってこそ議員活動が行えると言っても過言ではありません。ところが、今回の問題でないがしろにされてきたのがこの地域支部。岩井は「支部からの声も上がっていない中、県議だけで話を進めるのはどうか…」と意見しましたが、中では最も若いということもあり相手にもされませんでした。

私自身は各支部の意見をしっかりと吸い上げるべきと、地元栄町支部をはじめとする5地域の支部長と緊密に連絡を取り合っていますが、各支部はいずれも冷静な反応。「党公認候補を推すのが当然」「清水氏は応援できない」という声が大勢を占めています。岩井としても公認候補である白須賀氏を推すというのが筋。13区内のベテラン県議勢を敵に回す格好となり苦しい立場ではありますが、臆することなく若手としての意見を貫いてまいります。

平成30年度には、印旛郡栄町のふじみ橋く酒直水門の約4.3キロについて、築堤工事(護岸工)の事業化が決定しているものの、完成までの工期は20年と気が遠くなるような長さなのです。

県は度重なる大雨被害を受け、長門川の排水能力の増強に注力することを決定。築堤事業は高さYP+3.6m(基準標高である東京湾海
より3.6m高いこと)で計画されていたところですが、ひとまずYP+2.5mの高さまで矢板による先行施工を行うことで工期を圧縮。その後当初計画のYP+3.6mまでの堤防を完成させるというものです。本県もこれまでになく水害リスクが高まっており、引き続き印旛沼、長門川の洪水対策を強く求めてまいります。

野田市虐待死事件 ずさんだった一時保護解除の決定

昨年1月に野田市で発生した児童虐待死事件。県および野田市による検証結果報告を受け、29年12月の一時保護解除に焦点を当て検証します。

● 深刻な身体的虐待 わずか2か月で一時保護解除

女兒は、29年11月に実施されたいじめアンケートで、「お父さんにぼう力を受けています」「夜中に起こされたり起きているときにはけられたりたたかれたりされています」と回答。市は直後に児童相談所（以下、県児相）に通告し、11/7に女兒の一時保護が決定しています。

関係者による実務者会議で女兒のPTSD症状等が報告される中、2か月後の12/27に一時保護解除を決定しています。女兒が受けていた身体的虐待は、口と鼻をふさがれて床に押し付けられるなど、命の危険のある重篤なものであり、ズボン、パンツまで下ろされるという性虐待の疑いも明らかになっていたわけで、一時保護を安易に解除すべきではありませんでした。

● 市に伝えられた内容と県の方針に大きな隔たり

この一時保護解除の条件として、市児童家庭課は県児相より「本児を父に一定期間、絶対に会わせない」との連絡を受けていますが、県児相の援助方針会議では「二人きりでは会わせない」となっていました。つまり、市に伝えられた条件と県の方針が大きく異なっていたわけです。

そのような中、30年3月10日の下校時に父が昇降口まで女兒を迎えに来たため、小学校は混乱に陥ります。県児相に電話するも連絡がつかず、やむを得ず父に女兒を引き渡しました。その後、連絡がついた県児相からは「引き渡しはやむを得ない」との回答。父に絶対に会わせないと条件を律義に守っていた市や学校関係者は、県児相に疑念を抱くようになります。その後、女兒が父を含めた家族4人で過ごしてい

野田市児童虐待死事件の経緯

29年9月	転校	沖縄県より野田市内小学校に転入。
29年11月	いじめ学校アンケート	アンケートに「お父さんにぼう力を受けています。先生、どうにかできませんか」→翌日から一時保護
29年12月	一時保護解除	父とは会わせないこと、祖父母宅での生活を条件に解除。
一時保護解除後、児相、学校ともに、一度も自宅訪問せず。		
30年1月	アンケート父に渡す	市教育委員会が父の要求に応じ、いじめアンケートコピーを渡す。
	児童による自筆手紙	「お父さんにたたかれたというのはウソ」「もう来ないで」との手紙。後に、父からの指示で書かされたこと明かす。
30年2月	父母宅への帰宅	児童相談所が父母宅に帰すことを決定。
31年1月	学校休ませる	父より親族の具合が悪いとして欠席連絡。
	児童の欠席を把握	1/21、児童相談所が女兒の長期欠席を把握するもリスクと認識せず。
	女兒の死亡	1/24、自宅浴室で亡くなった。

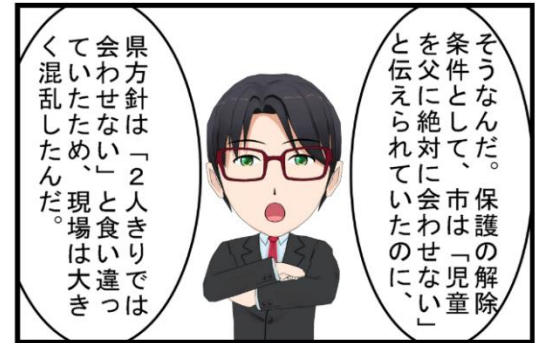
県児童虐待死亡事例検証報告書(第5次答申)等よりのことが判明するなどし、一時保護解除条件がなし崩しとなってしまうのです。

● 法的根拠を持つ「児童福祉司指導」としなかった

さらに、一時保護解除後に措置（命令）である「児童福祉司指導」とせず、任意の行政指導である「継続指導」となったことは大きな問題として指摘されています。

30年2月、児童相談所を訪れた父に女兒と会わせない法的根拠について聞かれ、答えに窮します。福祉司指導であれば法的根拠がある一方、継続指導でありその根拠がなかったからです。

「女兒を連れて帰る」という父に「いいとは言えない」と答えるにとどまり、県は市児童家庭課に「おそらく本児は自宅に戻った」と報告。女兒は父と同居し始めていると考えられたものの、再保護もせず、条件のなし崩しを認めてしまったこととなります。その後、県児相が「虐待の再発は認められない」として、女兒を父母宅に戻すことへと繋がってしまったわけです。



住居確保給付金要件緩和 学生利用に高いハードル

新型コロナウイルスによる経済の冷え込みを契機に、家賃が支払えない入居者を対象とした住居確保給付金の受給要件の緩和が進む一方、学生の利用には依然として高いハードルが残っています。

● パート・アルバイトも対象 3か月間家賃を支給

住居確保給付金は、2015年に施行された生活困窮者自立支援制度に基づくものです。離職や経済的な困窮を理由に住まいを失った人、仕事が休業になるなどして家賃を支払う目処が立たず、住まいを失う恐れがある人が対象。パートやアルバイトで働く人にも支給され、原則として3カ月（最大9カ月）の間、家賃が大家の口座に直接振り込まれる仕組みとなっています。

しかし、手続きの煩雑さ等から2018年度の給付実績はわずか4,000件。新型コロナによる経済への影響が深刻化する中、対象者拡大や求職要件の撤廃等、同給付金の申請要件の見直しが進んでいます。

● ハローワークでの就職活動要件が緩和

見直しの一つ目は対象者の拡大が図られた

こと。離職後2年以内の人だけでなく、勤め先の休業や子どもの休校などで仕事ができず、家賃支払いの目処が立たない人にも給付されるようになっていきます。

二点目は就職活動要件が緩和されたこと。要件となっていたハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等は、「誠実かつ熱心な求職活動」に緩和され、ハローワークへの求職申込なども不要になったところ。

その他、「申請月の翌月から収入が減る人も対象に加える」「65歳未満の年齢要件を撤廃する」といった要件緩和も行われました。

● 学生は「親からの家計の独立」が受給要件

ところで、全日制の大学に通う学生であっても、要件を満たせば支給対象になるというもの、対象は「扶養されておらず社会保険料を自ら支払っている」など、親から独立し学費も生活費も自分でまかなっている学生に限られています。厚労省は受給対象となる学生について、「児童養護施設を出て大学に通う学生」など、「事情により両親を頼ることができず、扶養に入る等もできない学生」と規定しており、

目的	支援内容	申請・問い合わせ先
家賃の支払い	給付 住居確保給付金 上限: 6万4千円/月	市町村窓口または自立相談支援機関
授業料の支払	給付 高等教育就学支援制度 授業料の減免 給付型奨学金	日本学生支援機構
生活が苦しい	貸付 総合支援基金 上限: 単身15万円/月 複数20万円/月 無利子・保証人なし	各市町村の社会福祉協議会
	貸付 緊急小口資金 上限: 10万円 無利子・保証人なし	各市町村の社会福祉協議会
	猶予 各種支払の延期 電気、ガス、水道、携帯電話料金、学費、保険料税金、NHK受信料等の支払い延期等	税金→税務署・各市町村 健康保険料→各市町村 電気・ガス→各事業者 上下水道→各市町村 等

ご不明な点等ありましたら、岩井事務所までご相談ください。

極めて厳しい条件となっているのです。

しかしながら、学生本人のアルバイト収入なくては大学進学や下宿生活を継続できないケースは少なくなく、現に大学中退を考へざるを得ないと言う悲痛な声が多く上がっています。授業料減免や給付型奨学金等の支援制度もあるとはいえ、それと並行した住居確保のための支援策が求められています。